

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：最低賃金引上げに伴う事業者支援と制度の在り方見直しを求める意見書

(議決日9月17日)

長引くコロナ禍での度重なる「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発令によって人流が抑制され、商店街への人出は激減、飲食業、宿泊業、観光関連業、自動車運送業等の多くの事業者が、売上げの減少や借入金の増加等により経営状況が悪化し、雇用維持、事業存続の危機に直面している。このままの状況が続けば、休廃業・倒産の増加、ひいては地域経済・社会全体の衰退につながりかねない。

このような中、国の中央最低賃金審議会から、過去最大の引上げ幅となる目安額28円が全国一律に示され、熊本県においても10月1日から現行の最低賃金793円から目安額どおり28円増の821円とすることが決定された。

全業種、全労働者に法的な強制力を持って適用される最低賃金の引上げは、熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症という三重苦にある県内事業者にとって、経営の先行きを左右する深刻な問題である。

よって、国におかれては、長引くコロナ禍で事業存続の危機に直面している事業者を支援するために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金が大幅に引き上げられる中、事業者が継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国の各種支援策を拡充・強化し、その周知・広報を実施すること。併せて、自治体が各種支援策を実施する際にはその財源措置を行うこと。
- 2 コロナ禍において特に大きな影響を受けている事業者においても最低賃金の引上げに対応できるよう、令和3年度の特例措置として、引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等の支援策を早急に実施すること。
- 3 現在検討されている雇用保険料の引上げ等、事業者に更なる負担を求めるような施策については、コロナ禍が沈静化するまで実施しないこと。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、地域の実情に応じた審議を行うことができるよう、国及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度を含めた最低賃金制度の在り方見直しを早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、
経済再生担当大臣

議員提出議案第2号：「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に関する意見書

(議決日10月6日)

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」(以下「特土法」という。)が制定され、その対策が講じられることとなった。

以来、13回にわたる期限延長が図られ、治山、砂防、農地改良など県土の保全や農業生産力の向上に多大な成果を挙げてきているところであるが、特土法は令和3年度末をもって失効することとなっている。

しかしながら、近年、台風や局地的な集中豪雨などによる甚大な災害が発生する中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災などの事業の必要性が高く、これらの対策を講じることで、住民の安全・安心を確保していく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備など、農業生産力の向上に必要な事業も依然として残されている。

よって、国におかれては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察の上、特土法の期限を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣(防災)

議員提出議案第3号：盛土による災害を防止する法律の制定に関する意見書

(議決日10月6日)

本年7月1日からの大雨により、静岡県熱海市において大規模な土石流災害が発生し、多数の死傷者が出るなど甚大な被害をもたらした。

土石流の発生地点には、民間の事業者によって大規模な盛土がなされており、静岡県は静岡県土採取等規制条例に基づき指導を行っていた。しかし、結果として、届出量を大きく上回る不適切な盛土が行われ、その崩落が被害の甚大化につながったと推測されている。

全国では、26都府県において盛土の規制に関する条例が制定されているところであるが、地方自治法の規定により罰則に上限が設けられているため、適正処理の徹底に限界があり、また、規制が緩い隣県への土砂の搬出など、実効性にも課題がある。

さらに今後は、気候変動の影響により、局地的・集中的な豪雨の増加が予測されており、不適切な工法により形成された盛土の不安定化も懸念される。

よって、国におかれては、盛土による災害から国民の生命、財産を守るため、法制化による全国統一の基準・規制を設けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）

議員提出議案第4号：太陽光発電施設の適正立地に向けた法律の制定に関する意見書

（議決日10月6日）

2020年10月、日本は2050年カーボンニュートラルを宣言した。その実現のためには、あらゆる選択肢を追求していく必要があり、その中でも太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入などによる電力部門の脱炭素化が不可欠である。

固定価格買取制度（FIT）の施行以来、着実に導入量を拡大してきた太陽光発電ではあるが、一方では発電施設の立地に伴い、景観など周辺環境への影響や災害発生のおそれが懸念され、地域住民の不安を招いている事案も発生している。

近年では気候変動に伴う大規模災害が発生しており、殊に本年7月に発生した熱海市土砂災害を契機として、地域住民の開発に対する不安は一段と高まったと言える。

よって、国におかれては、このような不安や懸念を解消しつつ、地域と共生する太陽光発電の導入を推進するために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 発電施設の事業計画認定において、国は、立地自治体から意見聴取の機会を設け、地域住民への事業説明会の開催とその結果報告を事業者に義務付けるよう、関係法令整備を早急に行うこと。
- 2 発電施設の建設中のみならず、運転開始以降も調整池等防災施設をはじめとする事業地の維持管理が適切に行われるよう、関係法令整備を早急に行うこと。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正により、廃棄費用の外部積立てが義務化されることとなったが、発電終了後に回収される太陽光パネルのリサイクルなど適切な処理が行われる技術が確立されるよう、取組を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
環境大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

委員会提出議案第1号：私学助成の充実強化等に関する意見書

（議決日10月6日）

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我

が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年、急速な情報化・技術革新による社会的変化の影響により、教育の在り方も新たな段階に直面しており、各私立学校は、国の進める教育改革に的確に対応することが求められているものの、少子化等の影響もあり、その経営は極めて厳しい状況にある。

また、保護者の学費負担に係る公立学校との格差は、私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げ等があったものの依然として大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金や専攻科生徒への修学支援金などの制度の更なる充実等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化が喫緊の課題である。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策として、私立学校が対応すべき遠隔授業の取組み、新しい生活様式のための様々な設備対応等も重要な課題である。

さらには、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進に更なる支援が必要であり、また、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のため長期的な支援が必要である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、新型コロナウイルス感染症対応に係る支援及び学校施設の耐震化に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣